

指定管理者制度の概要

1. 制度の導入

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共団体等に限定されていました(管理委託制度)が、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日公布、同年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。

これにより、管理委託をしている「公の施設」については、施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に、原則として指定管理者制度に移行することとなりました。

2. 制度創設の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減等を図る目的で創設されたもので、本制度を活用することで、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進となるよう期待されています。

3. 制度の改正

管理委託制度(改正前)	指定管理者制度(改正後)
地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行する。 1. 以下の者に限定(条例規定) 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(1/2以上出資等) 公共団体(土地改良区等) 公共的団体(農協、自治会等) 2. 施設の管理権限 管理権限は地方公共団体が保有 管理受託者による使用許可は不可 3. 契約形態 委託契約	地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行する。 1. 民間事業者の参入 民間事業者、NPO等による管理が可能となった。 法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定する。 2. 施設の管理権限 管理権限を指定管理者に委任 指定管理者による使用許可が可能 3. 契約形態 協定(地方自治法上の契約に該当しないため、同法に規定する入札の対象外)

使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可などの法令上、地方公共団体の長の上に専属的に付与された権限は行わせることはできない。

4. 指定管理者制度の選択

現在、管理委託している施設	平成18年9月1日までに指定管理者制度又は直営のいずれかを選択することが必要となる。
現在、直営又は管理委託先を変更する施設及び新設する施設	随時、指定管理者制度導入の選択が必要となり、施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)の経過措置は適用外となる。ただし、行政改革の推進という面で全施設の点検を行うことが必要となる。